

昭和56年以前に建てられた 木造住宅にお住いの皆さんへ

今年に関東大震災から100年 次の大地震が来る前に備えましょう

川崎市では**無料の診断士派遣**や**耐震改修等の助成制度**があります。

今年度中の制度利用をお考えの場合は、**お早めにご相談ください。**

支援制度① 木造住宅耐震診断士派遣制度

川崎市が**無料で耐震診断士を派遣**し、住宅の耐震性について調べます。調査後、**診断結果**と**耐震改修にかかる概算費用**を報告書にまとめ、その内容について診断士がご説明いたします。建て替えやリフォームを検討中の方もご活用ください。お申込みは裏面の申請書、若しくは右記の2次元コードからお願いします。



こちらから
申し込みます

対象建築物

- ・昭和56年5月31日以前に建てられたもの
- ・木造2階建て以下のもの
- ・住宅（一戸建て住宅、共同住宅又は長屋（店舗等の用途を兼ねるものを含む））
- ・木造在来工法のもの

『無料相談員派遣』の御案内
既に耐震診断士を派遣した方は、**無料の相談員派遣制度**をご利用いただけます。診断士が耐震改修等についてご相談に乗ります。詳細は**防災まちづくり推進課**へお問い合わせください。

支援制度② 木造住宅耐震改修助成制度

川崎市が**耐震改修等にかかった費用の一部を助成**します。

市民税が非課税である世帯

その他の世帯

最大150万円を助成

最大100万円を助成



制度に
ついては
こちらへ

対象建築物 支援制度①と同様

支援制度③ 耐震シェルター等設置助成制度

川崎市が**耐震シェルター等設置にかかった費用の一部を助成**します。

耐震シェルター

防災ベッド

最大30万円を助成

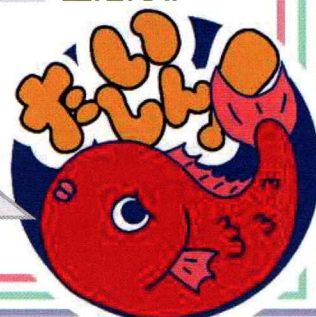
最大10万円を助成



制度に
ついては
こちらへ

住まいの耐震化でお悩みの方は、
川崎市役所防災まちづくり推進課へ
お問い合わせください。

電話：044-200-3017 メール：50bomati@city.kawasaki.jp



コピーして御使用ください

※こちらは①診断士派遣制度の申請書です。

②耐震改修助成制度、③耐震シェルター等設置助成制度に関するお申込みについては、お電話にてお問合せください。

第1号様式（第5条関係）

川崎市木造住宅耐震診断申請書

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の規定に基づく耐震診断を受けたいので、同要綱第5条第1項に基づき、次のとおり申請します。

申請者	住所（必須）	〒 ー	
	ふりがな		
	氏名（必須）		
	電話（必須）	()	
	所有者との関係（必須）	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 一親等の親族（続柄： ） ☐ 所有者から委任を受けた者（委任状を添付してください）	
申請建築物	建物所有者（必須）	※申請者と同一であれば記入不要です。	
	建物住所（必須）	川崎市 区	(住居表示)
	建物所在地(注)	川崎市 区	(地番表示)
	家屋番号(注)		
	(注)建物所在地・家屋番号については、固定資産税の納税通知書（右図参照）を御確認下さい。不明の場合は未記入でも受付可能です。		
対象建築物チェックリスト ※右のすべてに該当する必要があります。	建物用途（必須） (いずれかにチェック)	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 兼用住宅 ☐ 長屋 ☐ 共同住宅	
	建築年月日（必須）	☐ 昭和56年（西暦1981年）5月31日以前に着工 (対象外：上記以降に新築工事に着工) 新築：昭和 年 増築：昭和 / 平成 / 令和 年	
	規模・工法（必須）	☐ 木造2階建て以下で在来軸組工法 (対象外：一部鉄骨造等の混構造・2×4工法・パネル工法)	
市への連絡事項がありましたら、こちらに御記入下さい。		受 付	
※ 申請は下記住所への郵送でも受付けています。 〒210-8577 川崎区宮本町1番地 TEL：044-200-3017 まちづくり局 防災まちづくり推進課 耐震化支援担当			